

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 5月度)

- 1 日 時 令和3年5月6日(木)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時35分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 11名
2番 中葉 隆 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫 10番 田中 利男
12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭
- 4 欠席委員 1番 山下 裕 11番 嵐 浩由 14番 岩上 茂
15番 松原 邦夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
5名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長 赤倉 哲郎 主 事 前田 智之
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和3年度5月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。
今回も、農業委員会憲章の朗読を割愛いたします。

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更について
第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
です。

□議長(会長) 本日は、山下裕委員、嵐委員、岩上委員、松原委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中11名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、吉田委員、宮木委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——件、——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

次に、4月度総会にてご質問がありました農地中間管理事業の2つの事項につきまして、ご報告させていただきます。

まず、4月配分予定の農地のうち、利用権設定を行わない申し出があった__筆の今後の取り扱いにつきましては、今年度はすべて自己保全もしくは自己耕作を行い、それ以降は土地所有者と協議していくとのことです。

次に、**が耕作者となる農地のうち、初回の申請では賃借料が設定されているのに対し、追加分の申請には設定されていない件につきましては、まず賃借料が設定されていない追加分の農地ですが、こちらはすべて、**の法人化に伴い、新たに借受した農地となっていました。賃借料が設定されていない理由については、これは__地域で今後実施予定の土地改良事業との兼ね合いのためです。事業の正式な日程等は未確定であるため、ひとまず現段階で利用権設定をしておき、**が自己保全を行っていくものです。そのため、追加分の農地については今後土地改良事業が完了すれば改めて賃料が設定されるとのことです。

また、初回申請分の農地に賃借料が設定されている理由ですが、初回分の農地はすべて**が法人化する以前から借り受けて耕作を行っていた農地であるため、賃借料が設定されているものです。

以上が4月度総会でご質問がありました事項の報告です。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明申し上げます。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市**番他、計筆で、申請面積はm²、登記地目は田及び畑です。

譲渡人 東京都**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は譲渡人が遠方に居住しているため親族の方へ贈与による所有権移転となったものです。

次に2件目は、氷見市**番、筆で、申請面積はm²、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**番地（氏名**）へ譲渡人の要望により所有権の移転を行うものです。

本件は譲受人の住所地に近いこの農地を譲渡人である叔父からの贈与による所有権移転となったものです。

4月度総会で、どうしてうまく成立したのか情報として持っておくようにとのお話でした。4月度総会の時の1件はもともと貸借関係にあったこと、今回の2件は親族関係にあったことでありまして、どなたかが間に入って調整されたということではありません。

また、今回は所有権移転により経営規模を拡大するといった趣旨ではありませんので利用集積計画は利用なさいませんでした。

以上、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。
す。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、4件につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人は高岡市**——番地（氏名**）、

譲渡人は高岡市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号3、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況とも

に田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第3種農地です。

番号4、地区は——です。

この案件は、農地法第4条申請です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに
田、現地は田として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——です。
農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回、付された案件4件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件4件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件4件は、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）
第4号議題、氷見市農業振興地域整備計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

譲受人が氷見市**——番地（氏名**）、

願出者が氷見市**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番の一部、申請書において地目は登記、現況とも田です。

対象地の面積は——m²、除外後の用途は**です。

土地改良事業については該当なしです。

農用地区域でしかできない理由として、譲受人は将来、地区の営農組合の担い手となるため、——地内に住宅を持ちたく、また、結婚後は夫婦共働きとなり、子供が出来た時には親に面倒を見てもらいたいため、実家に近いことが望ましいとのことです。

また、隣接耕作者、集落代表者、地区推進委員、土地改良区からの同意も得られております。

除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるについて、ご審議のほどよろしく願います。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があれば願います。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがですか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見市農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第5号議題 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)につきまして、説明申し上げます。

番号1、地区は——です。

申請人が高岡市**——番地(氏名**）、

申請地は氷見市——番

地目は登記が田、現地の状況は宅地、面積は——㎡です。

目的は——のためです。

申請地は、昭和43年から住宅の敷地として使用されており、現在まで53年が経過しているものです。

登記簿上の地目は畑となっていますが、*月**日に事務局で現地確認をしたところ住宅が建っており利用されている状況でした。

番号2、地区は——です。

こちらは平成27年に災害により崩壊したため、平成30年度より県営治山事業で復旧工事を施工しており、氷見市長を通じて申請があったものです。

申請人が、氷見市**——番地(氏名**）、

および、氷見市**——番地(氏名**）、

申請地は、氷見市——番他、計——筆、

登記地目は田及び畑です。

*月**日に事務局で現地確認をしたところ治山施設となっている状況でした。

今回、申請のありました非農地認定につきまして、番号1については、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第1号 住宅等の敷地として一体的に利用をされ、建築後20年以上経過していること」、番号2については、氷見市農業委員会非農地証明交付基準「第2条第1項第9号 自然災害による被災農地で、農地として原状回復が著しく困難であるとみとめられること」に該当しており、その他の要件も満たしていることから、該当地が非農地である旨、所有者に対して非農地通知書を交付するものです。

今回、付された案件2件につきまして、非農地認定をして、非農地通知書を交付してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 地図の所有者と名前が違うのはなぜですか。

（事務局） 元々の所有者の**さんは亡くなられていて、相続された方が**さんです。どういう経緯で現在の**さんが**さんの所有する農地に建っている家に住んでいるのかわからないけども、おそらく地目変更して今住んでいる**さんに所有権を移されるのではないかと思います。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第5号議題、農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会5月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年5月6日

議 長

署名委員

署名委員
